

野球場

使用区分			単位	使用区分(※)／使用料(単位 円)			
				1－(1)	1－(2)	2－(1)	2－(2)
専用使用料			1時間	2,403	12,015	3,604	36,045
附属施設及び器具使用料	放送設備		1回	2,200			
	小会議室		1時間	363			
	夜間照明	全灯	1時間	45,100			
		2分の1灯		23,100			
		4分の1灯		11,000			
		6分の1灯		6,600			
		職業野球で使用する 場合		135,300			
	スコアボード	全部表示 (大型映像表示装置使用)	1時間	1,581			
		全部表示 (大型映像表示装置不使用)		628			
		得点・判定表示		272			
		職業野球で使用する 場合		4,745			
	備考 職業野球で使用する場合は全日使用とみなし、所定の使用料を徴収する。						

※「使用区分」について

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合
 - 1－(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合
 - 1－(2) その他
- 2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合
 - 2－(1) アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合
 - 2－(2) その他

備 考

- 1 専用使用とは、使用者が一定時間一つの施設の全部（事務所、売店、器具庫等を除く。）を使用することをいい、その他の使用を個人使用という。
- 2 専用使用料は、上記に定める額に、施設使用時間（1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。許可を得て、別表第1の使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ、超えた使用時間を1時間単位とし、1時間未満の端数は1時間とみなす。）を乗じて得た額とする。
- 3 専用使用で上記に定める附属施設及び器具、照明設備等を使用した場合は、上記に定める額を使用料に加算して徴収する。
- 4 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、最高の入場料その他これに類する料金に（1）は 50 を、（2）は 100 を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。
- 5 入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、上記使用区分1の使用料を徴収する。
- 6 既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。
- 7 指導者又は保護者等成人を伴わない中学生以下の者の使用は認めないものとする。